

## ◇ 環境目標値

環境目標値とは、第3次環境基本計画に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全することを目的に設定する環境指標です。本値の設定・見直しに際しては、環境審議会の意見を聞くものとします。

### 1. 大気〔大気汚染・悪臭〕

(対象地域/車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域)

項目	目標値
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間が0.1ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。

(注)

- 1 二酸化窒素の目標値については、上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。
- 2 ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

## 2. 水

### (1) 健康項目（対象水域/全公共用水域）

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

(注)

- 目標値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については最高値とする。
- 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。
- ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

## (2) 生活環境項目（対象水域／別表参照）

### ①BOD等5項目

類型	利用目的の適応性	目標値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/L	25mg/L	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下※
		8.5以下	以下	以下		
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/L	25mg/L	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
		8.5以下	以下	以下		
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/L	25mg/L	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
		8.5以下	以下	以下		
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/L	50mg/L	5mg/L 以上	—
		8.5以下	以下	以下		
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/L	100mg/L	2mg/L 以上	—
		8.5以下	以下	以下		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10mg/L	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—
		8.5以下	以下			

備考 目標値は、日間平均値とする。

※ 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）  
については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

### ②水生生物の保全に関する項目

項目	水生生物の生息状況の適応性	目標値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域とその水域類型

水域名	範囲	該当類型	
		BOD等 5項目 類型	水生生物の 保全に関する 項目 類型
山田川	全域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び丼池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高川	全域	D	—
正雀川	全域	E	—
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

- (注) 1 現状において既に目標値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。  
 2 農業用利水点については水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする（ため池もこれに準ずる）。  
 3 利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。  
 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。  
 (2) 水道1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
 　　水道2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。  
 　　水道3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。  
 (3) 水産1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2 級及び水産3 級の水産生物用。  
 　　水産2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3 級の水産生物用。  
 　　水産3 級：コイ、フナ等、 $\beta$  - 中腐水性水域の水産生物用。  
 (4) 工業用水1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。  
 　　工業用水2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。  
 　　工業用水3 級：特殊の浄水操作を行うもの。  
 (5) 環境保全：市民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度。

### (3) ため池

項目	目標値
水素イオン濃度 (pH)	6.0以上 8.5以下
化学的酸素要求量 (COD)	8mg/L以下
浮遊物質量 (SS)	50mg/L以下
溶存酸素量 (DO)	5mg/L以上
全窒素 (T-N)	1mg/L以下
全りん (T-P)	0.1mg/L以下

(注)

- 目標値は日間平均値とする。ただし、全窒素、全りんの目標値は、年間平均値とする。
- 現状において既に目標値を達成している水域については、現状より悪化させないこととする。

### (4) 特殊項目 (対象水域/安威川下流・神崎川)

項目	目標値
フェノール類	0.01mg/L以下
銅	0.05mg/L以下
亜鉛	0.1mg/L以下
溶解性鉄	1.0mg/L以下
溶解性マンガン	1.0mg/L以下
全クロム	1.0mg/L以下
アンモニア性窒素	1.0mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.5mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと

### 3. 地盤

#### (1) 地下水

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

- (注) 1 目標値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。  
 3 ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

## (2) 地盤沈下（対象地域/市内全域）

目標
地盤沈下を進行させないこと。

## (3) 土壤汚染（対象地域/市内全域）

項目	目標値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg以下であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下であること。

(注)

- 1 検液とは土壤（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものという。
- 2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤を除く。
- 3 ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 4 ダイオキシン類にあっては、目標値が達成されている場合であって、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## 4. 騒音・振動

### (1) 環境騒音

#### (道路に面しない地域)

地域の類型	目標値		対象地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
A	55dB以下	45dB以下	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB以下	45dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB以下	50dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

#### (道路に面する地域)

地域の区分	目標値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

目標値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
70dB以下	65dB以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

上表の目標値を達成した幹線交通を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の目標値を達成するように努める。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道(市道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
- (2) (1)に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

時間の区分については、当面環境基準標に定める時間の区分のとおりとする。

この時間の区分で目標値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあっては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあっては午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での目標値を達成するように努める。

(注) 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (LAeq) によるものとする。

- 2 この目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

## (2) 航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	57dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	62dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 評価は、時間帯補正等価騒音レベル (Lden) による。

## (3) 新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70 dB以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75 dB以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 「地域類型のあてはめをする地域」とは新幹線鉄道の軌道中心線から300m以内の地域をいう。

## (4) 鉄軌道騒音（新幹線鉄道騒音を除く）

目標値	対象地域
80 dB以下	鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域

(注)

- 1 この目標値は暫定目標値とする。
- 2 測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)に定めるところによる。

## (5) 建設作業騒音・振動・低周波音

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域